

資料 2

開示及び公証制度 について

開示及び公証制度について

1. 開示・公証の考え方

- 外国人登録法における開示とは
外国人登録法は公証を目的としておらず、証明書等の交付は自己情報開示請求権の確保として位置付けられていないが、外国人が自己の居住関係、身分関係を立証するための手段として、外国人本人等に対し外国人登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書を交付すること
- 住民基本台帳法上の公証とは
住民の日常生活上の必要性を踏まえて住民の居住関係を公に証明すると共に、住民に関する行政の基礎とするため、住民本人等に対し住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付すること、及び国等に対し住民基本台帳の一部の写しの閲覧をさせること
- ・ 写しの交付とは
住民基本台帳に記載される者について、住所などの原本の内容を写したものを交付すること
- ・ 閲覧とは
一定の区域・地域に住んでいる者の確認等のために、関係者が市町村にある住民基本台帳の一部（氏名、出生の年月日、男女の別、住所の4情報）の写しを見ること

2. 趣旨・沿革

	外国人登録法の開示
制度趣旨	在留外国人の公正な管理に資することを目的とする制度であり、登録原票は非開示を原則としつつ、①各種行政の前提として必要となる場合、②自己情報の開示請求である場合、③弁護士等が、業務上の観点から必要とする場合、において例外的に開示可能
沿革 (改正時の考え方)	<ul style="list-style-type: none"> ・当初、制度上は指せず(運用上、登録原票の写し又は登録済証明書を交付) ・外国人が、民事訴訟など種々の法的関係の中に置かれることの増加、地方分権により法定受託事務の基本的な部分は明文化することとしたこと、などを理由として、平成11年登録原票を開示する場合の規定を整備
現在の考え方	交付 ○ 外国人本人やその同居の親族、国の機関・地方公共団体、弁護士等に対し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書を交付 閲覧 × 在留外国人の公正な管理に資することが目的であるとともに、個人情報保護の観点から、閲覧制度は設けていない

住民基本台帳法の公証

住民の居住関係を公に証明するとともに、住民行政の基礎とするという制度の趣旨に沿って、住民の利便の増進及び行政機関への活用を図るために公証可能

- ・当初は、住民登録法を踏襲して何人でも閲覧・写し等の交付が可能
- ・個人情報に関するプライバシー保護についての社会的な関心の高まりなどから、昭和60年、平成11年に閲覧を台帳の一部の写しに限定する、請求事由を求めることとする等の改正
- ・個人情報保護に対する意識の高まりなどにより、平成18、19年に閲覧及び写し等の交付の主体と利用目的を限定する等の改正

交付 ○

- ・本人や本人と同一世帯を構成する者、国・地方公共団体の機関に対し交付
- ・自己の権利行使のためなど正当な理由のある場合に交付

閲覧 ○

- ・国・地方公共団体の機関等が閲覧
- ・調査研究等について、公益性が高いと認められる場合に閲覧